

全員協議会資料
平成28年8月24日
総務部

職員の逮捕事案について

1 逮捕事案の概要

- (1) 被疑事件名 青少年のための環境浄化に関する条例違反事件
(2) 被疑事件の発生年月日 平成28年5月下旬
(3) 被疑事件の発生場所 県内の宿泊施設
(4) 被疑者 盛岡市[REDACTED]
(5) 被疑事件の概要 被疑者は、平成28年5月下旬、県内の宿泊施設において、被害者が18歳未満と知りながら、みだらな行為を行ったとして、平成28年8月22日に逮捕された。

2 被疑者への対応について

事実関係については、今後、警察の取り調べを通じ、明らかになってくるものと考えているが、職員にできるだけ早く面会し、事実関係を詳細に確認の上、厳正な処分を行うこととする。

3 再発防止について

(1) 逮捕直後の対応

逮捕当日、副市長名の依命通達により、職員に対し綱紀の保持徹底を通知するとともに、翌日に臨時庁議を開催し、市長が全職員に対し、絶対に不祥事を起こさないという強い決意を持って、市民の信頼回復に全力で取り組むよう訓示した。

(2) 今後の取組

1月の職員の逮捕事案以降、全庁を挙げて再発防止に取り組んできたところであるが、再び職員の不祥事が発生したことを重く受け止め、さらに、どのような取組が必要か検証した上で、改めてコンプライアンスを徹底し、市民の信頼回復に努める。